

県内市町の奨学金返済支援制度取組状況（企業負担上乗せ型 17市町）

NO.	市町	企業への補助率（補助上限）など	補助期間	補助額の考え方
1	明石市	個人の年間返済額の1/6	17年間	<p>前提条件 個人の年間返済額18万円かつ企業の年間支給額が12万円の場合 (県補助前)  (県補助後)  3万円 3万円 12万円 (企業補助3万円) [企業補助6万円 従業員補助6万円] </p>
2	姫路市		5年間	
3	相生市		3年間	
4	宍粟市		17年間	
5	香美町		17年間	
6	新温泉町		5年間	
7	南あわじ市		17年間	
8	高砂市		5年間	
9	播磨町		17年間	
10	多可町		5年間	
11	洲本市		17年間	
12	三木市	個人の年間返済額の1/3（6万円/年）	17年間	 6万円 12万円 (企業補助6万円) [企業補助6万円 従業員補助6万円]
13	太子町		17年間	
14	朝来市		17年間	
15	神戸市	企業負担額から企業への県補助額を差し引いた額の1/2（3万円/年） ※企業負担、県・市補助後も個人負担が残る場合、個人に対して個人負担額の3/4（25万円/年）	5年間	 3万円 3万円 12万円 (企業補助3万円) [企業補助6万円 従業員補助6万円]
16	西脇市	企業負担額（県補助額を差し引いた後の）の1/2（6万円/年） ※健康経営優良法人の場合は2/3	17年間	 3万円 3万円 12万円 (市内) 6万円 12万円 (市外) 3万円 3万円 12万円 * 2万円 4万円 12万円
17	淡路市	勤務先が 市内…企業負担額から県補助額を差し引いた額（6万円/年） 市外…企業負担額から県補助額を差し引いた額の1/2（3万円/年）	17年間	 市 6万円 県 12万円 県 12万円 (企業) 3万円 (市) 3万円 (県) 12万円

県内市町の奨学金返済支援制度取組状況（個人負担上乗せ型 9市町）

参考

NO.	市町	事業名	補助率（補助上限）など	補助期間	県制度との併用可否	対象奨学金
1	姫路市	ひめじ創生奨学金返還支援制度	奨学金返還残額の1/2（100万円/年）	1回	×	日本学生支援機構
2	洲本市	未来の担い手確保奨学金返還支援	勤務先が 市内...年間返還額の1/2（9万円/年） 市外...年間返還額の1/3（6万円/年）	5年間	×	日本学生支援機構 等
3	伊丹市	奨学金返済支援事業	前年度返済額の1/3（6万円/年）	3年間	○	日本学生支援機構 等
4	加古川市	若者勤労者奨学金返還支援事業	勤務先が 市内...年間返済額の1/2（12万円/年） 市外...年間返済額の1/4（6万円/年）	6年間	○	日本学生支援機構
5	加西市	U J I ターン促進補助金交付制度	前年度返済額の1/3（10万円/年）	— (前年の所得額300万円未満である間)	○	日本学生支援機構 等
6	養父市	若者未来応援奨学金（免除）	貸与額の10/10大学等卒業後1年以内に市に居住し8年間居住した場合免除	—	×	市独自奨学金
7	南あわじ市	奨学金等返済支援事業	年間返済額の1/2（24万円/年）	5年間	○	日本学生支援機構 等
8	たつの市	若者定住促進奨学金返還支援事業	勤務先が 市内...年間返済額の10/10（36万円/年） 市外...年間返済額の1/2（18万円/年）	3年間	×	日本学生支援機構 等
9	多可町	ふるさと多可町で開花応援奨学金返還支援	前年度返済額の1/2（12万円/年）	5年間	×	日本学生支援機構 等